

川崎市監査告示第2号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人松原創の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

令和8年4月28日

川崎市監査委員	川鍋 雅裕
同	川上 善行
同	雨笠 裕治
同	浜田 昌利

氏名	住所	補助させる期間
川口 明浩	千葉県市川市	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
草薙 信久	東京都江戸川区	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
井之下 健	東京都板橋区	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
三田 浩史	神奈川県横浜市	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
小畑 大樹	埼玉県八潮市	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
割石 真仁	埼玉県朝霞市	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで
豊田 泰士	徳島県徳島市	令和8年5月1日から 令和9年3月31日まで